

○草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱

平成21年4月1日

告示第66号

改正 平成22年4月1日告示第48号

平成24年7月9日告示第168号

平成29年4月1日告示第90号

平成31年3月11日告示第35号

(趣旨)

第1条 市長は、産業創出をもって市内の産業振興を図るため、公的インキュベーション施設を退去し、事業展開を図ろうとする者に対して、予算の範囲内で草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「公的インキュベーション施設」とは、滋賀県工業技術総合センター、滋賀県立テクノファクトリー、草津SOHOビジネスオフィス、コラボしが21インキュベーションもしくは立命館大学BKCインキュベータまたはそれらと同等もしくは類似の企業育成施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、公的インキュベーション施設を退去する者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内で事業展開を図ろうとする法人または個人であること。
- (2) 公的インキュベーション施設から退去して1年以内であること。
- (3) 市税の滞納および各種償還に滞りがないこと。
- (4) 国、都道府県その他市長が適当と認める団体において実施する事業計画の評価、承認または認定を受け、かつ、市の経済活性化または地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、公的インキュベーション施設退去後に入居し、事業を行う施設（公的インキュベーション施設を除く。）の賃借料とする。ただし、賃貸借契約上の賃料に係る消費税および地方消費税ならびに入居者が別途負担する光熱水費等は、当該賃借料に含まれていないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に、2分の1を乗じた額とする。ただし、月額5万円（草津市企業立地促進条例施行規則（平成17年草津市規則第25号）別表第1に掲げる分野に関連する製造業に該当し、工場または研究所等を賃借するものにあつては月額167,000円）を限度とし、年間200万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定する補助金について、入居開始日が月の初日でないときの補助金の額は、日割計算とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付対象期間）

第6条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して、1入居者につき3年を限度とする。

（交付申請書に添付する書類）

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公的インキュベーション施設からの退去証明書
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 第3条第4号の評価、承認または認定を受けていることを証する書類
- (4) 法人の場合にあつては、定款および商業登記の登記事項証明書
- (5) 個人の場合にあつては、住民票（外国人住民にあつては在留カードまたは特別永住者証明書）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 財務明細書および事業内容参考資料
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定の取消し)

第8条 市長は、規則第9条に規定するもののほか、補助事業者が第3条各号のいずれかの要件を欠いた場合も、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賃料の支払いを確認できる書類または領収書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後3月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日告示第48号)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の新規申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年7月9日告示第168号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

1.2 第15条の規定による改正後の草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱第7条第5号の規定の適用については、当分の間、「在留カードまたは特別永住者証明書」を「在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証

明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

付 則（平成29年4月1日告示第90号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月11日告示第35号）

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、改正後の草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。